

薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る 医薬品提供体制の整備について

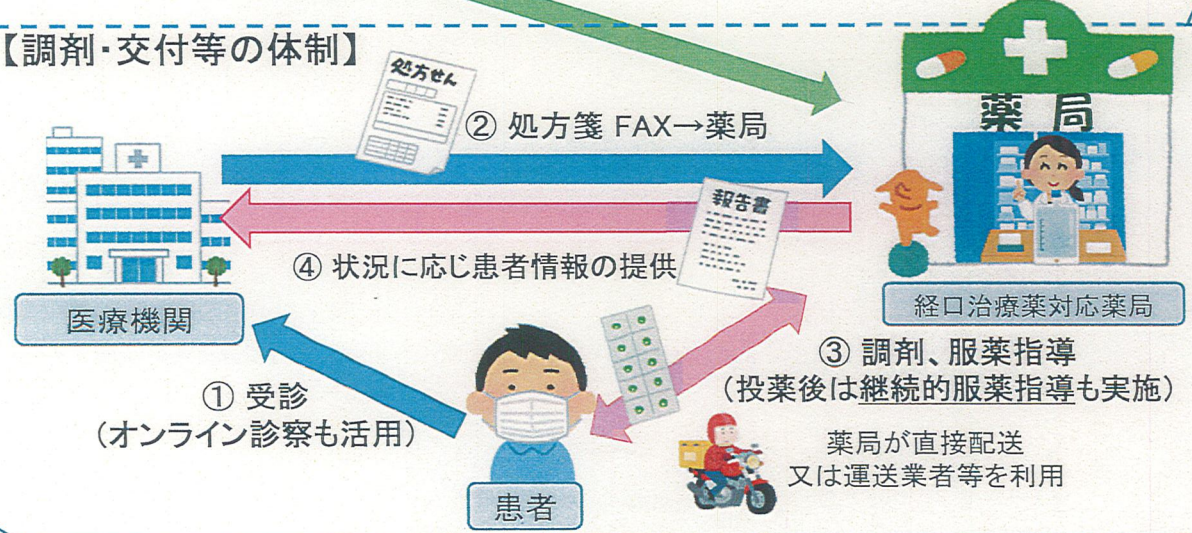
令和3年11月9日付「新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医薬品提供体制の整備について」
(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局総務課)

薬局で調剤・交付する場合の流れ

【供給体制】



【調剤・交付等の体制】



経口治療薬対応薬局の要件 (概要)

「自宅療養者等の治療体制に対応・協力する薬局(地域連携薬局を含む)」のうち、以下の条件を満たす薬局

- 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を実施できること。
- 薬剤の配送等ができること。
(患者宅へ直接薬剤を届ける体制や、地域の運送業者と連携して配送する体制など、患者が薬局に来所せずに手に入る体制を構築)
- 夜間・休日、時間外、緊急時の調剤対応(輪番制による調剤対応含む)ができること。

- ・各薬局・医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細については追って示される予定
- ・承認の目途、供給量及び処方できる医療機関の条件については現時点では未定

(参考・関連する事務連絡)

- ・今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対する保健・医療提供体制の整備について(令和3年10月1日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡)